

珠洲市公共工事の前金払取扱規則の改正について

珠洲市が発注する建設工事等について、請負業者の資金繰りの改善を図り、適正な履行を確保することを目的に、珠洲市公共工事の前金払取扱規則を次のとおり改正（前金払、中間前金払の適用範囲の拡大）します。

■改正内容①

前金払適用金額の引下げ

現 行	改 正 後
○前金払 契約額 500万円以上 の建設工事で4割以内 契約額200万円以上の業務で3割以内	○前金払 契約額 200万円以上 の建設工事で4割以内 契約額200万円以上の業務で3割以内

■改正内容②

中間前金払の工期制限撤廃

現 行	改 正 後
○中間前金払 既に前金払がなされた 工期が150日を超える 建設工事で請負金額の2割以内	○中間前金払 既に前金払がなされた建設工事で請負金額の2割以内

■ 適用時期

平成30年4月1日から適用